

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和4年7月1日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
1	特定施設入居者 G 生活介護	募集要項	募集数については、1施設100床の4施設ということでしょうか。	1施設100床を4施設募集するものではありません。 100床の範囲内で応募床数を任意とするものです。施設数は問いません。
2	介護医療院 B B	募集要項	備考「応募床数は、募集の範囲内で任意とします。応募状況により、募集数に過不足が生じた場合は、床数を調整することがあります。」と記載あり。 事前相談したほうが良いのか？相談なしで応募書類を提出したほうが良いのか？	事前相談は不要です。応募される場合は応募書類を作成し、御提出ください。 床数の調整につきましては、応募状況により、希望される床数の整備ができない可能性があるために、調整する必要があることをあらかじめお伝えしているものです。
3	特別養護老人 ホーム H		①特別養護老人ホーム（H）と地域密着型特別養護老人ホーム（KK）の同時申請は可能か。 ②特別養護老人ホーム（H）と地域密着型特別養護老人ホーム（KK）の同時申請が可能の場合、併設（合築）は可能か。 ③特別養護老人ホーム（H）と地域密着型特別養護老人ホーム（KK）の同時申請可能となった場合申請書もそれぞれ作成し提出となるのか。 ④特別養護老人ホーム（H）を新設法人で運営となった場合理事・監事及び評議員も決定していなければならないのか。	①可能です。 ②可能です。 ③お見込みのとおり応募書類は、募集ごとに作成してください。 ④応募書類の提出及び運営候補者の選定時において、あらかじめ決定している必要はございません。施設の指定までに、新設法人として運営していくための準備を進めてください。